

<section-header><section-header>dddexd(n</section-header></section-header>	
<section-header><section-header>ABMINCOURCARAGINER FOR UNA BRESCIPTION REACTION AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN</section-header></section-header>	個人住民税(市・県民税)の申告
	☆事前予約について☆
・米丁の際はペイクの着用、手指消毒にご協力をお触 ☆ 申告期間: 2月16日(火) ~ 3月15日(月) 一 き付時間: 午前8時30分~午前11時、午後1時 一 空付時間: 午前8時30分~午前11時、午後1時 一 定す時間: 午前8時30分~午前11時、午後1時 べ 年日の客の留意点について☆ 「 収支内訳書」や「 医療費控除の明細書」など添付 ま ながう 資料は事前に 作成の上、予約時間に ご 年 金 受給者などの方 で所得税の確定 中告をする。 ま すが、分離所得・新規の住宅 ローン 控除のある方は ですか、分離所得・新規の住宅 ローン 控除のある方は ま すが、分離所得・新規の住宅 ローン 控除のある方は ま すが、分離所得・新規の住宅 ローン 控除のある方は ま すが、分離所得・新規の住宅 ローン 控除のある方は ま すが、分離所得・新規の住宅 ローン 控除のあるた で 後 低 の で た 前 祝 の 確 定 中 告 を 済ませた 方 1 個 人 住 2 の ま か ら 小 読 祝 た し て し べ た か が か ら た か ま か ら 小 た か か え た は 在 宅 サ ー ビ ス が で た い な 気 し う し 、 に 寿 志 た は 在 宅 サ ー ビ ス が い た か ら 一 定 の 金 額 を 差 し 引 い た 分 が 控 除 対 象 と か 。 「 咋 書 社 腔 於 対 象 者 認 定 書 」 の 発 行 こ つ い て れ 、 こ 作 書 社 腔 於 対 象 者 認 定 書 」 の 発 行 こ つ い て れ 、 こ 作 書 社 腔 於 対 象 者 認 定 書 」 の 発 行 こ つ い て れ 、 こ 一 に 作 ひ が 空 除 対 象 者 認 定 書 」 の 発 行 こ つ い て れ 、 こ 一 に 作 か が 空 除 対 象 と か う か ご や が か ご か ら っ た か な 新 見 か ち 小 ご か い か に べ か か か か か か か か か か か か か か か か か	市役所で行っている申告受付は、感染症予防対策 予約がない方は申告受付ができないので、必ず予約 ■予約受付開始日:1月27日(水)から ■予約方法:原則、前日までに電話にて予約受付。平 さい。混雑を避けるため来庁での予約はご遠慮く7 ■予約受付電話番号:880-6554(税務課直通 ☆注意事項 ・予約時間には必ず税務課窓口へお越しください。予約 ・予約時間には必ず税務課窓口へお越しください。予約 ・予約時間には必ず税務課窓口へお越しください。予約 ・予約した時間に来られなくなった場合は、必ず連絡 ・申告内容や混雑状況によっては、受付が予約時間が ・申告当日に検温を実施し37.5度以上の発熱が認め
☆申告期間について☆ ●中告期間:2月16日(火)~3月15日(月) ●付時間:午前8時30分~午前11時、午後1時 ★ 今日時間:午前8時30分~午前11時、午後1時 ★ 今日時間:午前8時30分~午前11時、午後1時 ★ 全日の客の留意点について☆ 「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」など添付 まながう離所得・新規の住宅ローン控除のある方は 本金受給者などの方で所得税の確定申告を済ませた方は個人住民 ● 本会受給者などの方で所得税の確定申告を済ませた方は個人住民 ● 本会受給者などの方で所得税の確定申告を済ませた方は個人住民 ● ないう離所得・新規の住宅ローン控除のある方は ★ 市場税の確定申告を済ませた方は個人住民 ● ないう離所得・新規の住宅ローン控除のある方は ★ 市場税の確定申告を済ませた方は個人住民 ● 本会受給者などの方で所得税の確定申告を済ませた方は個人住民 ● 本会受給者などの方は、障害者を除くの得知。 ● 本会受給方な「「ためた」」の考察を受けられる場合があります。「障害者控除」の時または在宅中」「ビスをない」のする。 ● 本会受給方な「気感費控除の明細書」 ● 本会交給を希望する方は「医療費控除の明細書」 ● 本会交給を希望する方は「医療費控除の明細書」 ● 本会交給を希望する方は「医療費控除の明細書」 ● 本会交給を希望する方は「医療費控除の明細書」 ● 本会交給を希望する方は「医療費控除の明細書」 ● 本会交給を希望する」「医療費控除の明細書」 ● 本会交給を希望する」「医療費控除の明細書」 ● 本会交給を希望する」「医療費控除の明細書」 ● 本会交給を希望する」「「医療費控除の明細書」 ● 本会交給を希望する」「医療費控除の明細書」 ● 本会交給を希望する」「医療費控除の明細書」 ● 本会交給を希望する」「医療費控除の明細書」 ● 本会交給を希望する」「医療費控除の明細書」 ● 本会会総合交給を希望する」「医療費控除の明細書」 ● 本会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	・来庁の際はマスクの着用、手指消毒にご協力をお願
☆申告内容の留意点について☆ 「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」など添付。 本の分離するとの方で所得税の確定申告をする。 なっか分離所得・新規の住宅ローン控除のある方は、 おすが分離所得・新規の住宅ローン控除のある方は、 おすが分離所得・新規の住宅ローン控除のある方は、 おすが分離所得・新規の住宅ローン控除のある方は、 おすが分離が得・新規の住宅ローン控除のある方は、 ため、 からたたりたりの方は、 に、 「障害者控除/ 施設に入所または在宅サービスをす。 、 、 「「障害者控除がする」 」	☆ 申告期間について☆ ■申告期間:2月16日(火)~3月15日(月) ■受付時間:午前8時30分~午前11時、午後1時
「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」など添付 ません。添付資料は事前に作成の上、予約時間にごみ 年金受給者などの方で所得税の確定申告をするよ ますが、分離所得・新規の住宅ローン控除のある方は なお、所得税の確定申告を済ませた方は個人住民 の一般ので、空いたうれる場合があります。 「障害者控除/令和2年12月末日時点において、南 2~5の65歳以上の方は、障害者手帳交付の有 の場合には、長寿支援課が発行する「障害者控除」 「吃素費控除/施設に入所または在宅サービスをす で、領収書に「医療費控除の対象となる金額」が認 ので、控除を希望する方は「医療費控除の明細書 費から一定の金額を差し引いた分が控除対象となる (管害者控除対象者認定書」の発行については、長	☆申告内容の留意点について☆
 要介護認定を受けている方へ 介護保険の要介護認定を受けている方は、所得税の空除を受けられる場合があります。 障害者控除/令和2年12月末日時点において、南2~5の65歳以上の方は、障害者手帳交付の有3の場合には、長寿支援課が発行する「障害者控除が 医療費控除/施設に入所または在宅サービスをあて、領収書に「医療費控除の対象となる金額」が認めで、控除を希望する方は「医療費控除の明細書」 費から一定の金額を差し引いた分が控除対象となる。 (障害者控除対象者認定書」の発行については、長本のの名ので、などのためがなどので、 	「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」など添付ません。添付資料は事前に作成の上、予約時間にご
 みうきばんとくのているがべ 介護保険の要介護認定を受けている方は、所得税 の控除を受けられる場合があります。 『障害者控除/令和2年12月末日時点において、南 2~5の65歳以上の方は、障害者手帳交付の有 の場合には、長寿支援課が発行する「障害者控除 の場合には、長寿支援課が発行する「障害者控除 医療費控除/施設に入所または在宅サービスを で、領収書に「医療費控除の対象となる金額」が認 ので、控除を希望する方は「医療費控除の明細書」 費から一定の金額を差し引いた分が控除対象とな "障害者控除対象者認定書」の発行については、長 	年金受給者などの方で所得税の確定申告をする ますが、分離所得・新規の住宅ローン控除のある方に なお、所得税の確定申告を済ませた方は個人住民
■問い合わせ/ 税務課市民税	年金受給者などの方で所得税の確定申告をする; ますが、分離所得・新規の住宅ローン控除のある方は なお、所得税の確定申告を済ませた方は個人住民
	年金受給者などの方で所得税の確定申告をする。 ますが、分離所得・新規の住宅ローン控除のある方は。 なお、所得税の確定申告を済ませた方は個人住民 のない、所得税の確定申告を済ませた方は個人住民 のない、所得税の確定申告を済ませた方は個人住民 の定除を受けられる場合があります。 同 には、長寿支援課が発行する「障害者控除が の場合には、長寿支援課が発行する「障害者控除が の場合には、長寿支援課が発行する「障害者控除が の場合には、長寿支援課が発行する「障害者控除が の場合には、長寿支援課が発行する」「障害者控除が の場合には、長寿支援課が発行する」「障害者控除が の場合には、長寿支援課が発行する」「障害者をながの有い。

す

・Android、Chromeの名称及びロゴは、Google LLC の商標または登録商標です。



策として混雑を緩和するため予約制で行います。 約をしてください。

平日の8時30分~17時の間に電話をしてくだ ください。 甬)

ら約時間を過ぎると受付できない場合があります。 絡してください。 から前後することがあります。 かられる場合は来庁による申告は受付できません。

診願いします。

時~午後4時30分

付資料を作成していない場合は、申告受付ができ ご来庁ください。

る方についても期間中は市役所で申告を受付でき がは税務署で申告をお願いします。

民税の申告は必要ありません。

税の確定申告や個人住民税の申告をする際に次

南国市で介護認定を受けている方のうち、要介護 有無に関わらず、障害者控除の対象となります。そ 社教象者認定書」が必要です。

を利用している方が負担しているサービス費の中 「記載されているものは医療費控除に該当します 書」を作成して申告してください。認められる医療 なります。

長寿支援課介護保険係(☎880-6556)まで

税係 2880-6554